

第10回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

第10期（2025年6月1日～2026年5月31日）

Cocolive株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

【内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況】

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、当社の業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

【体制整備に関する決定事項】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的としたコンプライアンスに関する規程を制定し、法令、定款、社内規程等に則った業務執行を行う。
 - (2) 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
 - (3) 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
 - (4) 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程、機密管理に関する規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理に関する規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
 - (2) 各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗い出し、常に状況を把握するとともに定期的に取り締役に報告する。
 - (3) 内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
 - (2) 各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役会に報告する。
 - (3) 稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
 - (4) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (5) 社長、取締役、執行役員による会議を適宜実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。
6. 監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
 - (2) 当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
7. 監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
 - (2) 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
 - (3) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
 - (4) 前3項の報告を行った者に対し、内部通報規程に基づいて、報告したことを理由とす

る不利な扱いを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席し、業務の進捗状況を常に把握できる体制とする。
- (2) 内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- (2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。
- (3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役社長に報告する。
- (4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を定めております。

また、当社使用人に向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取り組みを進めております。更に、「全国暴力追放運動推進センター」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しており、万一に備えた体制整備に努めております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

「リスク・コンプライアンス規程」に基づき取締役CFOを委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を原則として1か月に1回以上開催し、リスク・コンプライアンスの実態把握に努めるとともに必要な施策の指示や取締役会及び監査役への報告を行っております。

また、コンプライアンス意識の醸成を図るため、コンプライアンス担当取締役と所管部署の使用人が中心となり全役職員に対するコンプライアンス研修を実施しております。

反社会的勢力の排除については、取引開始時に相手方の属性を確認する、契約書に反社会的勢力の排除を謳った条文を規定するなどの対応を行っております。また、万が一、反社会的勢力から接触を受けた場合には外部専門機関や弁護士に相談できる態勢を整えております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

「文書管理規程」を始めとする関連規程に従い取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録、保存しております。内部監査責任者は部門監査等を通じ、規程遵守状況を検証しその結果を取締役社長へ報告しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

平時はリスク・コンプライアンス委員会が全社のリスクを統括的に管理し、各部門からリスク管理状況について定期、随時の連絡を受け取締役会及び監査役に対し定期的に報告しております。

また、内部監査責任者は定期的な部門監査の中で各部署のリスク管理状況の検証を行い、その結果を取締役社長へ報告しております。

有事（リスクの顕在化）が発生した場合は、緊急時対応ルールに従い当該事象の内容に応じ責任者を明確にして情報収集、対応方針の制定・原因究明・対応策の決定を行い、問題解決に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

取締役会において取締役の職務分担を決議しているほか、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき執行役員を始めとする使用人の職務内容及び権限を明確にしております。

5. その他の業務の適正を確保するための体制の運用状況

監査役からの要望には適宜対応し、業務の適正の確保に努めております。

株主資本等変動計算書

(2025年6月1日から)
(2026年5月31日まで)

(単位：千円)

		株主資本						新株予約権	純資産合計	
		資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式			株主資本 合計
			資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	229,995	228,995	228,995	428,063	428,063	－	887,055	2,635	889,690	
当期変動額										
新株の発行	15,008	15,008	15,008		－		30,017	－	30,017	
当期純利益			－	149,129	149,129		149,129	－	149,129	
自己株式の取得			－		－	△24,198	△24,198	－	△24,198	
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	－	－	－	－	－	－	－	8,395	8,395	
当期変動額合計	15,008	15,008	15,008	149,129	149,129	△24,198	154,948	8,395	163,343	
当期末残高	245,004	244,004	244,004	577,193	577,193	△24,198	1,042,003	11,030	1,053,033	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

工具、器具及び備品については定率法を、建物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
工具、器具及び備品	4～15年

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社は月額制サービス「KASIKA」の提供を主な事業としております。当該サービスの提供においては、顧客との契約に基づき、期間の経過と共に履行義務が充足されると判断していることから、当該期間の経過時点で収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度まで投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「差入保証金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しました。

なお、前事業年度の「差入保証金」は10千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	1,823千円
----------------	---------

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はございません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 3,046,840株

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 33,100株

- (3) 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 341,360株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金計画に基づき、必要な資金は主に自己資金で賄っております。資金運用においては短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、そのほとんどが1か月以内の支払期日となっております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i)信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii)資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

「預金」、「売掛金」、「未収入金」、「預け金」、「未払金」、「預り金」、「未払消費税等」及び「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	899,784	—	—	—
売掛金	146,824	—	—	—
合計	1,046,608	—	—	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

①時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

②時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却費	39,185千円
未払事業税	2,769千円
その他	3,681千円
繰延税金資産小計	45,636千円
評価性引当額	△163千円
繰延税金資産合計	45,473千円

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社ではKASIKAサービスの提供という単一の事業を日本国内で行っており、当該事業より得られる契約に基づく収益は全て一定期間にわたって認識しております。よって分解情報を省略しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(3)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権は主にサービスの提供後に受け取る対価であり、貸借対照表上、「売掛金」に含まれております。当該顧客との契約から生じた債権の金額は146,824千円であります。

契約負債は主にサービスの提供前に受け取った対価であり、貸借対照表上、「前受金」に含まれております。当該契約負債の金額は10,706千円であります。

当事業年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がなく、主に1年内の契約であるため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	戸塚 裕二	—	当社取締役 (注2)	新株予約権の 権利行使 (注1)	11,100	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2021年11月18日及び2022年11月10日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。
2. 戸塚裕二氏は、2025年8月21日付で当社取締役を退任しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 345円75銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 49円33銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

12. その他の注記

該当事項はございません。